

製品番号登録名義等変更規程

制 定 平成11年6月15日

最終改正 平成26年12月25日 規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、「防災製品認定規程」(平成21年規程第1号。以下「認定規程」という。)第5条第7号及び第8条第3号の規定に基づき、製品番号の登録名義変更、氏名等変更及び製造する防災製品の種類変更等の手続きに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 製品番号の登録名義変更は、当該製品番号を受けた防災製品と同一の製品を製造できる品質管理体制を有している場合に限るものとする。

(登録名義変更の申請)

第3条 新名義人または新名義会社の代表者は、別記様式第1の製品番号登録名義変更申請書及び別記様式第1-2の製品番号登録名義変更申請一覧表に申請製品に関する品質管理の説明書を添付して公益財団法人日本防災協会(以下「協会」という。)に提出しなければならない。

(登録名義変更の承認)

第4条 登録名義変更に伴う事務処理は、次のとおりとする。

- (1) 登録名義変更に関する申請書の内容が審査の結果妥当であると認めた場合は、当該登録名義変更を承認する。
- (2) 前項の承認をしたときは、製品番号登録台帳の名義変更を行い、その旨を別記様式第2の製品番号登録名義変更承認通知書により申請者に通知するとともに、防災製品認定一覧に登載し公表する。
- (3) 第1号に係る申請の手数料は、別に定める「防災製品に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料規程」による。

(登録名義変更申請の不承認)

第5条 登録名義変更の申請の内容が、次の各号の何れかに該当する場合は、当該登録名義変更申請を承認しない。

- (1) 第2条の適用範囲に該当しない場合
- (2) 当該製品番号の認定有効期限が過ぎている場合
- (3) 当該名義変更によって、2つ以上の会社が同一の製品番号を共有することになる場合

(氏名等変更の届出)

第6条 防災製品の認定を受けた者又は単純縫製事業者は、氏名(法人にあっては、その名称又は代表者の氏名)又は住所に変更があったときは、遅滞なく、その旨を別記様式第3の防災製品氏名等変更届出書により協会に届け出なければならない。

(防災製品の種類変更等の届出)

第7条 単純縫製事業者が認定規程第4条第3号の基本的要件の確保に関する事項を変更することな

く製造する防災製品の種類を追加、変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第4の防災製品の種類の追加・変更届出書により、協会に届け出なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成11年6月15日から施行する。
- 2 この規程実施の際、既に名義変更を行ったものに関しては有効とする。

附 則

この規程は、平成13年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。